

◎佐賀県条例第12号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第6（第24条関係）			別表第6（第24条関係）		
納付義務者	区分	額	納付義務者	区分	額
1～19 略			1～19 略		
20 法第31条の23 において準用する 法第7条第1項の規定に基 づく特定遊興飲食 店営業の相続に 係る承認を受け ようとする者		<u>8,600円</u>	20 法第31条の23 において準用す る法第7条第1 項の規定に基 づく特定遊興飲食 店営業の相続に 係る承認を受け ようとする者		<u>8,700円</u>
21 法第31条の23 において準用す る法第7条の2 第1項の規定に 基づく特定遊興 飲食店業者た る法人の合併に 係る承認を受け		<u>11,000円</u>	21 法第31条の23 において準用す る法第7条の2 第1項の規定に 基づく特定遊興 飲食店業者た る法人の合併に 係る承認を受け		<u>12,000円</u>

改正前			改正後		
ようとする者			ようとする者		
22 法第31条の23 において準用す る法第7条の3 第1項の規定に 基づく特定遊興 飲食店業者た る法人の分割に 係る承認を受け ようとする者		<u>11,000円</u>	22 法第31条の23 において準用す る法第7条の3 第1項の規定に 基づく特定遊興 飲食店業者た る法人の分割に 係る承認を受け ようとする者		<u>12,000円</u>
23～26 略			23～26 略		
備考			備考		
1～10 略			1～10 略		
11 20の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から <u>4,800円</u> を減じた額とする。			11 20の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から <u>4,900円</u> を減じた額とする。		
12 21の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から <u>7,700円</u> を減じた額とする。			12 21の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から <u>8,700円</u> を減じた額とする。		
13 22の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から <u>7,700円</u> を減じた額とする。			13 22の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から <u>8,700円</u> を減じた額とする。		
14 略			14 略		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。